

令和6年4月19日

保護者の皆様

船橋市立船橋中学校
校長 礒野 護

夏季期間の服装について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動に対しましてご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。
さて、夏季期間中の服装について以下のとおりとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 夏季期間 令和6年4月22日（月）から令和6年9月27日（金）まで

- 2 夏季期間中の服装
移行期間中は、その日の気温や体調等により、学生服・セーラー服の冬服と夏服のどちらかを着用して生活してください。
また、ブレザーについても、気温や体調等によって着脱してください。

- 3 夏服（学生服とセーラー服）についての確認事項
 - (1) 学生服
 - ① 上衣の左胸に、所定の名札をつける。（校内のみ）
 - ② ワイシャツは白とし、ボタンダウンや開襟シャツは着用しない。
 - ③ ワイシャツの下は、体操服か白いTシャツ（ワンポイント可）を着用する。
 - ④ ワイシャツを学生ズボンから出さない。

 - (2) セーラー服
 - ① 上衣の左胸に、所定の名札をつける。（校内のみ）
 - ② 半袖または、長袖の白いセーラー服・夏用のスカートを着用する。
 - ③ セーラー服の下は、体操服か白いTシャツ（ワンポイント可）を着用する。
 - ④ スカートの丈は、膝の高さを目安に調節し、短くなりすぎないように注意する。
 - ⑤ 長袖のセーラー服の袖はまくってもよいが、袖をまくる必要がある暑さであれば、体操服で生活することも可とする。

 - (3) ブレザー制服
 - ① 夏季期間中は、ネクタイ・リボンを着用しなくてもよい。

- 4 その他
 - ・エアコン対策（教室内）として、授業中に夏服の上からジャージを着用することを認めています。